

大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、イノベーションの担い手となる子どもへの科学技術啓発活動を推進し、将来の大分県を支える創造性豊かな人材育成を図るため、少年少女の創造性育成を図る団体である県内少年少女発明クラブ（以下、「発明クラブ」という。）の事業活動に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「発明クラブ」とは、当該地域の次代を担う児童、生徒に科学技術に関する興味、関心を追求する場を提供し、科学的で独創的な発想に基づく創作活動を通して発明くふうの楽しさと創作する喜びを体得させ創造性豊かな人間形成を図ることを目的に設置された者をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
発明クラブの活動に要する次に掲げる経費 ・ 報償費 ・ 印刷費 ・ 事務費 ・ 通信費 ・ 修理費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 旅費交通費	10/10以内 各発明クラブ1万円を上限とする。 ただし、新設の発明クラブに対しては、初回に限り20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(7) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 活動実績書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 領収書又は請求書の写し

- (4) 活動の様子が確認できる写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年度予算に係る大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金から適用する。